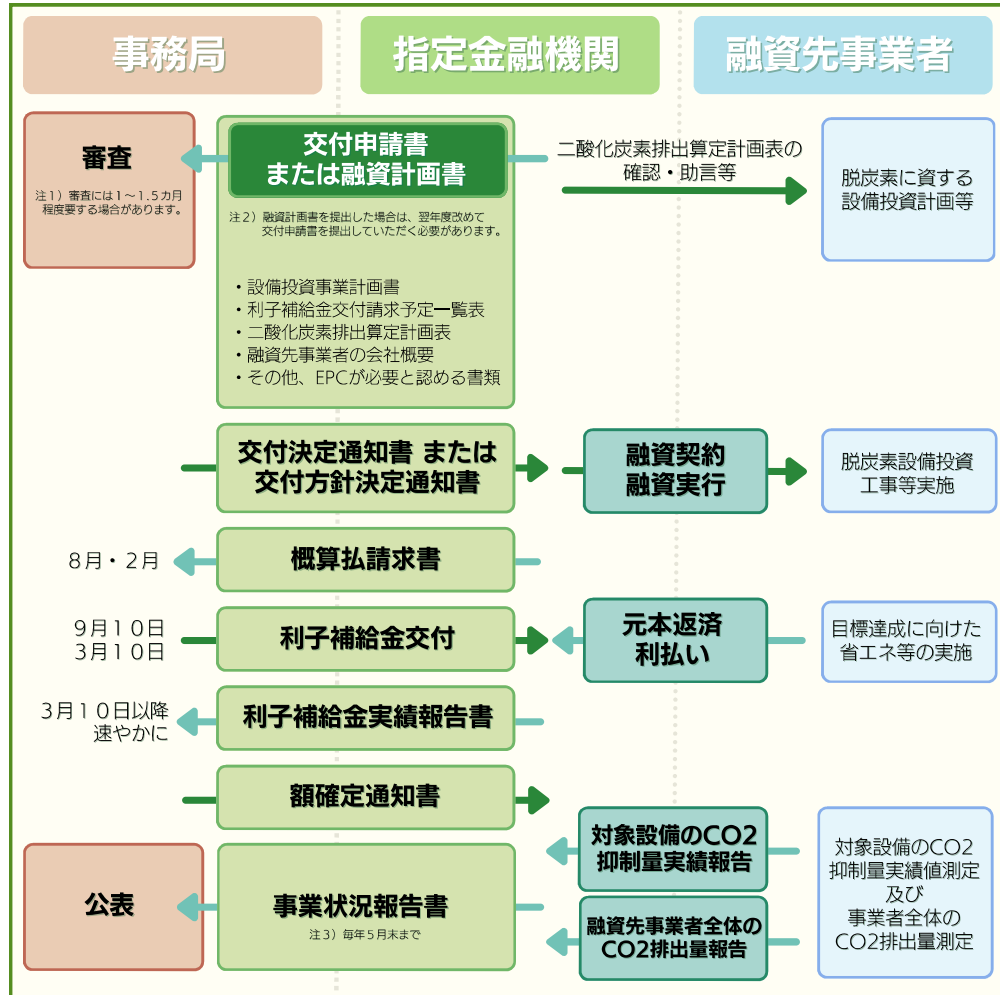


利子補給の対象は、脱炭素に資する設備投資に対する融資に限りです。

交付申請フロー



ご不明な点は、お取引金融機関にお問い合わせください。



令和6年度版

バリューチェーン脱炭素促進利子補給事業

環境省利子補給事業



脱炭素に資する設備投資に対する融資の利息の最大1%を補給します。

利子補給率 ※1

最大 **1.0%**

利子補給期間 ※2

最大 **3年間**

利子補給金支払 ※3

年 **2回**

1案件当りの
交付対象融資額 ※4

最大 **10億円**

※1 貸付利率1.3%以上→利子補給率=1.0%。貸付利率1.3%未満→利子補給率=貸付利率-0.3%。

なお、貸付利率が0.3%以下の場合は、利子補給の対象にはなりません。

※2 融資の償還期限が先に到来する場合には、該当期限まで。

※3 年2回、9月と3月に利子補給金を支払います。

※4 シンジケートローンについては、別途上限あり。

(注) 申請にあたっては、公募要領と交付規程を必ずご確認ください。



✓ 利子補給金の申請に必要な書類

- ▶ 交付申請書、または融資計画書
- ▶ 設備投資事業計画書
- ▶ 利子補給金交付請求予定一覧表
- ▶ 二酸化炭素排出算定計画表
及び 根拠資料
- ▶ 工事費見積書、及び 工事費試算表
- ▶ その他EPCが必要と認める書類
- ▶ 融資先事業者の会社概要

その他、バリューチェーン脱炭素型の指定金融機関が申請する場合は、バリューチェーンに関する疎明資料及び削減計画が必要になります。
なお、利子補給期間中は毎年5月末に事業状況報告書を提出する必要があります。

✓ 交付決定後の注意事項

以下の変更を行う場合は、あらかじめEPCに融資条件等変更承認申請書を提出する必要があります。

- ▶ 償還期限、据置期間、払込日、償還方法等の融資条件等が変更になった場合
- ▶ 資金使途が変更になった場合



※なお、初回の交付決定利子補給金総額が上限となり、それを上回る変更は認められません。変更後の利子補給金総額が変更前の利子補給金総額を上回る場合は、利子補給交付の最終回にて差分を差し引いてください。

✓ 対象となる取組事例の紹介

事例1

利子補給金を活用した融資により、蛍光灯照明をLED照明へ交換工事を行うことにより二酸化炭素排出抑制につながった。

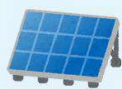


事例2

利子補給金を活用した融資により、工場の空調設備を省エネタイプの設備に入れ替えることにより、空調設備の消費電力を削減し、電気代と二酸化炭素排出量抑制につながった。

事例3

利子補給金を活用した融資により、太陽光発電設備を設置し、太陽光発電を活用したことにより、電気代の大幅な削減と二酸化炭素排出抑制を実現した。



Q&A

よくある質問と回答



Q どのような融資が利子補給の対象となりますか

A 交付規程第4条の要件を満たす省エネ・再エネ設備融資が対象になります。
具体例としては、
 ・太陽光発電設備及び自家消費のための自営線
 ・バイオマス発電設備
 ・水力発電設備
 ・省エネ性能の高い機器への更新（製造設備、LED照明、空調設備等）
 ・事務所の省エネ改修（断熱性の高い断熱材、サッシ及び断熱ガラス材等）
 ・再生可能エネルギーを蓄電するための蓄電池
 等が考えられます。

Q 車両を購入するための融資の場合、どのような車両が利子補給の対象となりますか。

A 次世代自動車（ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル車、CNG自動車）及び低排出ガス認定自動車等の車両本体が対象となります。（燃費基準達成車の場合のみは、対象となりません。）
ご申請前に、申請いただく車両の型式から上記のいずれに該当する車両かを車両メーカーなどへお問い合わせください。また、申請書にはメーカーなどに確認した内容を添付して申請をお願いいたします。
なお、車両の場合の利子補給対象範囲は、原則車両本体価格のみとなり、オプション費用や税金や保険等の付帯費用は対象外となります。

Q 交付申請書と融資計画書はどのような場合に提出するのですか

A 2月10日までに融資実行日が設定された案件の場合は交付申請書を提出してください。2月11日以降次年度6月30日までに融資実行予定の案件の場合は、融資計画書を提出してください。融資計画書を提出することにより、次年度の交付申請に対して利子補給を予定しますが、次年度の予算が確保されることが前提であり、利子補給を確約するものではありません。

Q 手許資金やつなぎ融資で支払いをした費用は、利子補給の対象になりますか。

A 交付申請書提出日以降の手許資金やつなぎ融資で支払をした費用で、金銭消費貸借契約に1本化される場合は、対象になります。その場合、利子補給の計算の起算日は1本化された金銭消費貸借契約の融資実行日になります。したがって、交付申請書提出日より前の手許資金やつなぎ融資で支払をした費用は、利子補給の対象にはなりません。
なお、手許資金やつなぎ融資の使途が利子補給対象融資の設備のために支払われる必要があります。

